

令和 8 年度（ 2 0 2 6 年度 ）県立高等学校生徒募集 定員について

このことについて、別紙のとおり定めることとする。

（提案理由）

県立高等学校生徒募集定員については、熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第 2 条第 1 項第 1 4 号及び熊本県立高等学校学則第 4 条第 2 項の規定に基づき、教育委員会において定める必要があるため。

参考：関係法令条項

- 熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則
（平成20年4月1日施行 教育委員会規則第5号）
第 2 条（教育長へ委任しない事務）
（ 1 4 ）県立学校生徒募集定員の決定
- 熊本県立高等学校学則（昭和40年 教育委員会規則第16号）
第 4 条（課程、学科及び募集定員）
2 高等学校の募集定員は、熊本県教育委員会が別に定める。

(別紙)

令和8年度(2026年度)県立高等学校生徒募集定員

- 1 全日制高等学校の生徒募集定員は、10,960人とする。

内訳

(単位:人)

学区	令和8年度定員(A)	令和7年度定員(B)	増減 (A) - (B)	備考
県 央	4,920	4,920	0	
県 北	2,720	2,720	0	
県 南	3,320	3,320	0	
計	10,960	10,960	0	

- 2 定時制高等学校の生徒募集定員は、440人(前年度と同じ)とする。
- 3 高等学校専攻科の生徒募集定員は、10人(前年度と同じ)とする。